

第2次甲賀市多文化共生推進計画の見直し（案）にかかる パブリック・コメントの実施について

「第2次甲賀市多文化共生推進計画」は、外国人との共生社会の実現に向けた環境を整備することを目的として、令和2年（2020年）5月に策定しました。

本計画の策定から5年が経過し、在留資格制度や入管法の制度改正、滋賀県多文化共生推進プランの改定など外国人市民を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。4,959人（令和7年12月末現在）の外国人市民が暮らす本市においても、実情に即した施策を展開するため、これまでの成果と課題を踏まえ、検証を行ったところです。

このことから、第2次甲賀市多文化共生推進計画の見直しについて、市民の皆様のご意見を募集します。

1. 周知方法

広報紙、市ホームページ等

2. 意見募集期間

令和8年5月1日から令和8年5月31日までの31日間

3. 公表の方法

みなくるプラザ及びまちづくり活動センター「まる一む」ロビー閲覧スペース、市役所1階ロビー閲覧スペース、土山、甲賀、甲南、信楽の各地域市民センター窓口及び市ホームページへ掲載します。

なお、市役所1階ロビー閲覧スペース及び土山、甲賀、甲南、信楽の各地域市民センターでの閲覧時間は、開庁日の平日、午前8時30分から午後5時15分（5月15日（金）からは午前9時から午後4時45分）までとし、みなくるプラザ及びまちづくり活動センター「まる一む」ロビー閲覧スペースでの閲覧時間は、開館日の午前9時から午後10時までとします。

4. 意見を提出できる方

第2次甲賀市多文化共生推進計画に関し、意見等を提出する意思を有する個人及び法人その他の団体

5. 意見の提出方法

意見書に住所、氏名、電話番号（市外在住で市内勤務の方は勤務先、市内在学の方は学校名）、意見のあるページ番号・行を明記のうえ、各閲覧場所へ持参いただくか、下記提出先にファックス、Eメール、WEBフォームでの提出とします。

6. 意見の回答について（公表）

提出いただいたご意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、回答と併せて市ホームページで公表します。なお、ご意見等を提出された方への個別の回答はしません。

甲賀市役所 総合政策部
市民活動推進課多文化共生推進室 上原・徳田
TEL : 0748-70-2551 FAX : 0748-62-3338
MAIL : koka10042000@city.koka.lg.jp